拓水

8月号
No. 263

発行所
兵庫県漁業協同組合連合会
兵庫県水産業改良普及協会
〒652
神戸市兵庫区中ノ島2の2の1
発行人　兵庫県漁業協同組合連合会
会長理事　山田岸松
TEL　681－6954～7
一部　10円

操業の安全と魚族の繁栄を祈念し

第4回豊漁祈願祭

二百海里時代への対応

去る七月二十二日、午後三時より香住町漁業協同組合荷捌所（城崎郡香住町）において、第四回豊漁祈願祭が開催された。二〇〇海里時代を迎えた今日、水産資源の安定供給は国民的課題である。

当日、香住町「ふるさと祭り」もあって、式典の雰囲気はより一層もりあがったものになった。式典には、坂井兵庫県知事はじめ、国、県、市、町の水産関係者、系統団体、漁協青壮年部、婦人部の代表、市場関係者ら一九〇名が参列した。神事では、山田県漁連会長による主催者祭詞のあと各界代表の玉串奉奠が執り行なわれた。また、来賓挨拶にたった坂井兵庫県知事は、二百カイリ対策並びに沿岸漁業振興施策の強力な推進を強調した。

つづいて、帰郷中の衆議院議員谷洋一先生が兵庫県水産業の今日的使命を切に述べられた。

祭事のあと、県水試調査船「新但馬丸」県立香住高校練習船「しりうす」並びに香住町漁協所属船三隻に分乗し、香住神放魚点へとむかった。本年の放魚は特に葬れかかる夕陽のなかで、五〇隻に及び協賛船が放魚船を取り囲むという演出効果もあり、より感動的なものとなった。

主船「新但馬丸」では、知事に、山田県漁連会長が次放魚が行なわれたが、そのなかで、しぶきに濡れた神主による修祓のあと、順一手ぬぐいを手渡すというひと幕もあり、なごやかなうちに祭事万端終了した。

漁業後継者育成めざして

但馬少年水産教室「KCC」開催

海の素晴らしさと海の恐ろしさを知り、立派な漁業後継者に育って欲しい――という願いをこめて、但馬少年水産教室が、さる七月二十七日から三十一日まで四泊五日の日程で、第七回香住コミュニティ・カレッジ（香住高校による地域社会大学、略称KCC）と併わせて開催されました。

コミュニティ・カレッジは、もともと「町かどの大学」とも言われ、県教育委員会が県下の高校、大学など教育機関を利用して地域ごとに開催している市民講座で、KCCもその一つですが、他のCCが全て成人層を対象としているのに対し、KCCの場合、対象を当初から中学三年の漁業後にしぼっていること、香住高校のほかに、豊岡市、竹野町、香住町、浜坂町の一市三町と但馬沿海各漁協とで組織する但馬漁業後継者育成対策協議会や豊岡農林事務所水産課但馬関、行政、普及の各部門及び漁業団体が一体となって「海の教室」を開催していることとの二点において、全くユニークなCCとなっています。更に今年のKCCは、①国の漁業後継者対策事業の実施に伴い、本県もモデル県の指定を受けたことから、その一環としての「但馬少年水産教室」を兼ねたこと、②津居山港漁協が金国に先がけて今春竣工させたばかりの漁村環境改善総合センターを会場として利用したこと、③香住高校水産科の独立問題を踏まえ、但馬のみならず県下全域の「香住高校水産科」であることを広く認識してもらうために、県漁連の全面的な協力を得て、KCC史上初めて瀬戸内海地区の漁村からも受講生を迎えたこと、などの点で、従来になく意義深い水産教室となりました。

その講師陣も、河口先生をはじめとする香住高校の先生方に、助手として各市町、豊岡農林、県水産課の担当者が加わり、総勢二十五名余りに及ぶ豪華な顔ぶれ。

一方、受講生は、但馬側から豊岡市立港、香住第一、浜坂、竹野の四中学校の生徒三十五名、初参加の内海側から坊勢、家島、高砂、神戸市、生穂の各漁協関係中学校の生徒十三名で総勢四十八名でした。

期間中、受講生は全員センターで合宿し、午前六時に起床、午後十時就寝の規則正しい生活を送ると共に、午前は四班に分かれて、カッター、手旗、結索、水泳などの海洋訓練を行ったほか、但馬の漁業や歴史、栽培漁業に関する座学講習、香住高校沿岸漁業実習船「しりうす」による刺網、一本づり、たこつぼなどの漁業実習、同校遠洋漁業練習船「但州丸」身的な奉仕で毎日水をピストン輸送してもらい、急場での体験航海をしのぐことが出来ました。又、受講生の食事の世話は、全て津居山港漁協婦人部の奉仕活動に依存しました。

カッター訓練で体をきたえる。

優秀な漁業後継者育成をめざし、わずか四泊五日間の水産教室ですが、多額の経費と多勢の講師陣を要し、しかも目に見えない多くの方々の奉仕活動により、水産教室が維持されているわけです。漁業後継者育成事業に深い御理解をいただき、今回の水産教室に多大なる御協力を賜わった津居山港漁協をはじめとする関係者の方々に、紙上を借りて厚く御礼申し上げると共に、今後尚一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

（豊岡農林事務所
水産課但馬普及班）

折悪く、水産教室を開催した津居山地区は、近年にない日照り続きで、期間中は水道水が全く出ない有様でしたが、津居山港漁協職員や豊岡市の担当職員の献身的な奉仕で毎日水をピストン輸送してもらい、急場をしのぐことが出来ました。又、受講生の食事の世話は、全て津居山港漁協婦人部の奉仕活動に依存しました。

信用保証の雑感

基金協会専務　藤原　力

中小漁業融資保証制度設立以来本年で満二十五年の歴史をむかえたのであるが、オイル・ショック以来引続いて、既成概念を根底から覆す二百海里時代に入り、全国水産業界の再編に伴う激動の時代となった。こうした厳しい条件の中で漁業者も漁業経営を維持し、生産の向上を図るには、余程の決意を持って対処せねばならず、こうした情勢に対応して漁業金融の砦である漁業信用基金協会が、如何に対処していくべきか考えるべきであろう。

本制度は、中小漁業者の信用力を補完して漁業金融の円滑化を図り、系統金融補完の役割を果すこととしているが、最近の保証状況をみると、本来の目的からはなれた政策金融が本制度により措置されている感がある。即ち、オイル・ショックに依る漁業用燃油対策特別資金、漁業経営維持安定資金という政策要請の、いわゆる緊急資金がそれである。

緊急資金は経営困難な漁業者に長期、低利の資金を導入させることにより経営の立て直しを図り、安定へ向わせるということでは前向きと言えるに違いないが、こうした資金を長期に参入してくることへの不安はぬぐえず、基金減耗の要素は高いと言わざるを得ない。

ちなみに昭和五十二年度全国協会の保証状況をみると、この緊急資金の率は総保証残高のうち三六％、漁業近代化資金を除く一般資金では五六％となっている。本協会でも夫々三一％、五一％となっており、将来、基金協会の事業運営に重大な課題となることは必至であると考えられる。

基金等を減耗させる代位弁済は、協会の保証能力を減退させると同時に収益面にも影響し、協会の経営をも脅かす。全国協会の収益をみるとここ数年好決算を示してはいるが、これは保証伸長による保証料収入、出資の運用益の増によるものである。順調な償還と回収がなされれば問題はないが、金融というものは今日保証融資して明日事故につながるものではなく、二年後、三年後、数年後に事故発生するのが通常である。

昭和二十七年制度発足以来、その時々の時代の要請、情勢の変化に応じ改正を重ねて今日に及んでいるが、漁業信用基金協会の保証も政策要請による保証の拡大、大型化、長期化の傾向が強まり、これを消化してゆかねばならない運命にある。消化するためには絶えず新鮮な血液を注ぎ込み、時代の要求に応じてゆかなければならないであろう。

以上保証制度の現状を述べたが、本制度は保険機構の一役を果しているばかりではなく、国の水産行政遂行のため重要な役割を担っていることの認識を持って、国、県の大巾かつ積極的な助成と、関係機関の協力が必要であることを痛感する次第である。

∧
∨

後継者の育成・強化

― 昭和53年兵庫県漁青連総会 ―

No.5

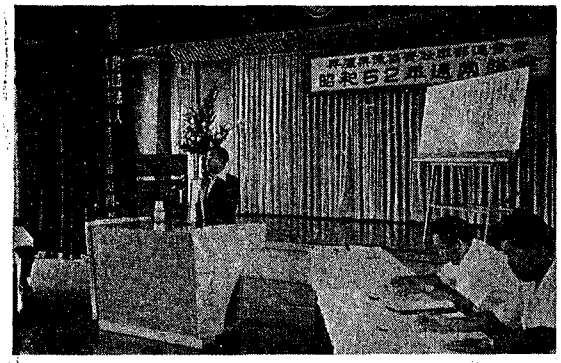

挨拶を述べる小南会長

設立三年目を迎えた兵庫県漁協青壮年部連合会の通常総会が、去る七月二十九日、姫路市・播磨漁友会館で来賓に水産課長、県漁連会長を迎えて開催された。

二百海里時代に突入した現在、漁業のあり方を模索するなか、同青壮年部連合会では、昭和53年度事業計画で、資源の増殖・管理を

特別講演

〝流通―その昨日と明日〟

打ちだしている。

開会にさきだち、来賓の祝詞が述べられたが、今後の漁業の発展の為に、欠くことのできない後継者の重要性が各来賓から強調された。

青壮年部員70名の出席をえて開催された本総会では昭和52年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および今年度会費額、昭和53年度事業計画の各議案について慎重審議され、全議案とも原案どおり可決承認された。

また、会長から提出された「坂井知事三選出馬要請」問題についても全員一致で出馬要請をすることが確認された。

総会終了後、神戸水産物卸協同組合常任理事・藤原氏を講師に迎え「流通―その昨日と明日」と題して講演が行なわれた。

講演は消費動向と二百海里後の生産状況を冷静にみつめるなかで、今後の食料生産としての漁業の進む方向などについて行なわれ、活発な討議がなされた。

地域産業と伝統文化の後継者の集い

新しいふるさと作りの精神を基調とし、県土に根ざした産業と文化の振興を図るため、後継者の労苦をねぎらい、相互の理解を深め、未来への活力を養うための集いが淡路と摂播で開らかれた。

この大会には、水産をはじめ農業・林業・商工・文化関係が参加した。

この大会をもりあげるため、後継者の主張が行なわれた。淡路大会（8月1日・洲本市）では、この主張に淡路地区漁青連会長の井村春夫さんが参加し「漁青連と淡路の水産業」と題して漁協青年部員が淡路の水産業に果たす役割の重要性並びに安心して将来の計画が立てられ、安全で、安心して操業できる海を実現してもらえるよう、流通施設の整備拡充や公害規制の強化、後継者育成機関の設置充実などをうったえた。

また、阪神播磨大会（8月6日・滝野町）では、この主張に摂播地区漁青連副会長の隅谷敏さんが「理論と実績」と題して発表され、漁業の生産基盤である海を大切にし、守ってゆくことの重大さをうったえ、そして、目先きの欲におぼれることなく、将来を大事にしてゆくこと、それには漁業のなかで、数多くのことを経験し、実績をつむなかで将来を展望することが大切になってくることをうったえた。また、この大会に参加した青年部員は、他産業の青年の主張を聞き、アトラクションを見たりして有意義に一日を過ごした。

但馬円波大会は8月23日に和田山町農業研修センターで10時30分から開催されます。民俗芸能を主体としたアトラクションや、棋士の内藤国雄さんの講演が予定されています。

新しいふるさと作りを強調する

貸出金利引下げのお知らせ

―信漁連―

政府日銀は依然として続いている日本経済の長期構造不況の打開策と円高抑制を背景に去る三月に公定歩合、四月には預貯金金利を大幅に引下げましたが、引下げ後の公定歩合、預貯金レートは戦後最低の水準となっていることはすでにご承知のとおりです。

こういった金融情勢を受けて、漁業系統金融におきましては、漁業者の資金利負担をできうるかぎり軽減することに意を用いまして一般資金を五月一日から、制度資金は六月末兵庫県公報の適用基準日（五月八日）から、別表のとおりお知らせしました。

今回の金利引下げについて簡単に説明を加えておきますと、預貯金金利下げ幅〇・七五％に対して漁業近代化資金等制度資金はそれぞれ下げ幅は下廻っていますが、一般資金は〇・七五％をストレートに連動させています。

特にこの内、長期資金については、短期資金と異なりストレートにシフトすることは困難であるわけですが、二百カイリ問題、漁業生産諸資材の高騰、最近の魚価低迷等漁業経営は一段ときびしくなっている実態から下げ幅をより大きく（制度資金の基準幅より〇・二五％増）しています。

また、別表には記載していませんが、定期貯金担保貸付資金の金利ダウン（信漁連では〇・二五％）も平行実施しています。従って今回の金利引下げは、利鞘圧縮を強めていることが、特徴といえます。

なお、昨年十一月以降実施している一般漁業資金並びに住宅資金の既往貸付金残高に対する一部免除方式の拡大措置を講ずるよう鋭意検討を加えていますので決定次第追ってお知らせいたします。

資金種別	基準利率（%）	利子補給率（%）	貸付利率（%）	引下げ率（%）
（短期資金）				
一般（信用）資金	7.50	0	7.50	0.75
漁業振興〃	7.50	2.50	5.00	0.50
（長期資金）				
一般（信用）〃	8.25	0	8.25	0.75
漁業近代化（20トン未満個人施設）	8.00	3.50	4.50	0.50
（20トン以上）	8.00	2.00	6.00	0.50
漁家生活改善	7.50	2.50	5.00	0.60
住宅業〃（10年未満）	7.80以内	0	7.80以内	0.70
（10年以上）	8.00以内	0	8.00以内	0.70

（注）1.基金協会保証付貸付にあっては、それぞれ0.25％を下げた利率とする。但し生活改善資金を除く
2.基準金利は漁協段階の利率である。

チョコー八九五〇万円達成

―坊勢漁業協同組合―

坊勢漁業協同組合婦人部（部長池田八代江、部員二九〇名）は、漁協金組合員を対象に、去る七月三日より一週間、漁協共済チョコーの集中推進活動を行ない、加入件数四十八件、総額八、九五〇万円の成果を得た。

坊勢漁協婦人部は今年四月に結成され、購買事業をはじめ、信用、共済事業など、組合員の生活改良普及をすすめ、漁業協同組合の片腕となり活躍している。

漁協共済チョコーの集中推進は、今年六月中旬に漁協組合長をまじえた婦人部役員会において、漁協組合員の福祉と漁協共済事業の進展のため、漁協共済チョコーの推進をすることによって漁協事業の補助的役割をする目的で実施することを決定し、七月三日婦人部員に対し、チョコーの説明会を開き、その夜から、婦人部と共済職員のマンツーウーマン方式で組合員宅へ個別推進に入った。

その結果、坊勢漁協組合員は、民間生命保険会社にほとんど加入しているにもかかわらず、他社と違った、漁業者のための共済であるという特色を除々に理解していただき、加入者が日毎に増加した。

当漁業協同組合及び婦人部では、これを機会に組合員の福祉の充実を計り、共済事業に積極的に取組んでゆく方針を決定した。

拓水編集室からのお願い

みなさんの海、漁村でおこっていることを、どしどし投稿して下さい。みんなで「拓水」をみのり多いものにしてゆきましょう。

投稿先　〒552 兵庫県中之島二丁目二番一号
神戸市兵庫区
兵庫県漁業協同組合連合会
拓水編集係

兵庫県信漁連職員配置図

（総務・管理課）
富永（コンピュータ管理）
森
山田（崎）
大西（島）

〈総務部〉
（総務部長）駒居（T）

（管理課）
（総務・管理課長）松本（T）
谷崎（T）
春藤
小谷
播

（専務）天野（T）

（貯金課）
（貯金課長）滝本（T）
山田（崎）（T）
西川
柏木
山下
（管理貯金）（定期貯金）

〈業務部〉
（業務部長）宮本（T）
大西（員）（推進）

（貸付課）
（貸付課長）川端（T）
今井
藤次（T）
宮脇
宮崎

証書払込事務
宮脇―証書貸付実行
保険農公住会払込事務
手形貸付実行書管事務
藤次―近代化住宅貯蓄公議
宮崎―近代化農公住会払込議
今井―総括事務・管理

TEL 078（681）8185～8

漁協共済組合職員配置図

（専務）岸

（総務）牧野

（引受査定）（経理）（子保金）

北
確井
石原
森本
山本
伊藤
桃原

（査定）（引受・火災保金）

TEL 078（681）9870
（652）3621～2

船舶安全法の一部改正に伴う小型漁船の船舶検査実施について

船舶安全法第三十二条により総トン数二十トン未満の漁船（百海里以上の海面に出漁する一部の漁業に従事する漁船を除く）に対しては同法に定める所要の施設の強制は適用されないこととなっておりましたが政令の改正に伴い次のとおり小型漁船も船舶検査の対象となり小型漁船安全規則に定める施設を施さなければ出漁できないこととなりました。すなわち新に検査の対象となる漁船は海岸から十二海里を超える海面で操業する総トン数二十トン未満の漁船であります。

また新しく検査の対象となった小型漁船の検査の期限は次のとおりです。

一、海岸より二十海里を超えるもの（政令施行日昭和五十三年八月十五日）

㈠ 昭和四十七年八月十四日以前に建造された現存船＝五十三年八月十五日から五十四年三月三十一日までの間

㈡ 昭和四十七年八月十五日から昭和五十三年八月十四日の間に建造された現存船＝昭和五十三年八月十五日から昭和五十五年三月三十一日までの間

㈢ 昭和五十三年八月十五日以後に建造される新造船＝建造と同時に検査

二、海岸より十二海里を超え二十海里以内のもの（昭和五十五年四月一日施行）

㈠ 昭和四十九年三月三十一日以前に建造された現存船＝昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間

㈡ 昭和五十五年四月一日以後に建造される新造船＝建造と同時に検査（注）政令改正施行日現在建造に着手しているものは建造されたものとみなされる（別表一参照）

検査の種類

定期検査＝六年ごとに行う精密な検査

中間検査＝定期検査と定期検査の中間（三年目）に行なわれる簡易な検査

臨時検査＝改造、修理又は施設を取り替えた時等に行なう検査

臨時航行検査＝検査証書を持っていない船舶（十二海里以内で操業する漁船等）を臨時に十二海里を超えて使う時等に行う検査

別表1　船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令改正による小型漁船（20G/T未満）の適用範囲および検査期限

新らしく船舶安全法が適用される小型漁船の範囲	政令施行日	小型漁船の建造（進水）日	検査期限 昭和53年 8/15 3/31	昭和54年 4/1 3/31	昭和55年 4/1 3/31	昭和56年 4/1 3/31	昭和57年 4/1
わが国の海岸から20海里を超えて操業するもの	昭和53年8月15日	昭和47年8月14日以前に建造された現存船	検査期間				
		昭和53年8月14日以前に建造された現存船	検査期間				
		昭和53年8月15日以後に建造される新造船	適用				
わが国の海岸から12海里を超え20海里以内で操業するもの	昭和55年4月1日	昭和49年3月31日以前に建造された現存船	非適用期間		検査期間		
		昭和55年3月31日以前に建造された現存船	非適用期間		検査期間		
		昭和55年4月1日以後に建造される新造船			適用		

（注）施行日現在建造に着手しているものは建造されたものとみなされる。

漁船保険事務研修会（二）

漁船の衝突事故

1、衝突損害賠償金てん補の取扱いについて

保険の目的たる漁船が、他の船舶に衝突し損害を与えた場合、または衝突により更に他の船舶に損害を与えた場合、これらの損害を賠償する義務が発生し損害を賠償した時、特約ある場合に限りその衝突損害賠償に対し保険金を支払う。

てん補対象範囲

(1) 衝突により被害を被った相手船舶、及びその積荷につき生じた損害（分損てん補から除外される設備、属具及び備品につき生じた損害を含む）

(2) 被衝突船の損傷部分を修繕する為、当該被衝突船を使用できなかった期間における使用利益の喪失額。

(3) 損害賠償に関する争いを訴訟又は仲裁に付した場合における、訴訟費用、仲裁費用、示談費用、または海難審判費用等。

以上の損害に対し過失責任分を衝突損害賠償金として保険金支払の対象とする。

2、船舶所有者の責任の限度額について

昭和五十一年九月一日から、船舶所有者の責任の制限に関する法律が施行され、商法第六九〇条の免責委付が廃止され金銭主義に変った、この法律で最も重要な点は第三条の除外規定である、即ち船舶所有者等にあっては自己の故意又は過失によるものであるとき、船長等にあっては自己の故意によるものであるときはこの限りでないと規定してあり、この内容は船主の過失については、重、軽を問わないことが予想される。この責任制限法は従来の船価主義、委付主義と違って金銭主義で処置することとなった。小型漁船に対する責任制限の限度額について説明しますと

(1) 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合。

1噸ごの1,000噸に満ちる噸　1噸ごの（23円）×

1,000×総噸ごと端船舶のトン数は船舶の純積量に機関室の積量をトン数で表す。

(2) その他の場合、即ち人の損害のみのとき、または人と物の損害があるときは、

1噸ごの（23円）の3,100噸に満ちる噸　1噸ごの（23円）×

3,100×総噸ごと端

このうち人の損害と、物の損害があるときは、責任限度額のうち21／31に相当する部分は人に関する損害に充てられ、10／31に相当する部分は物に関する損害に充てられる。また21／31に相当する部分が人の損害に関して弁済するのに不足するときは10／31の部分は人の損害について弁済されない残額と物の損害に関する債権の額との割合に応じて、これらの債権の弁済に充られる。（船舶のトン数）算定したトン数が三〇〇トンに満たない船舶については、そのトン数を、三〇〇トンとみなす。但し一〇〇トン未満の木船については一〇〇トンとみなす。

検査の手続と準備

長さ十二m以上の船は海運局、支局で十二m未満の船は日本小型船舶検査機構の支部又は支所が行ないます手続等は各漁協の担当者に照会されれば良いと思います。（現在）

検査手数料（八月十五日）

十二m～二〇mの船定期検査＝一三、九〇〇円

中間検査＝九、二〇〇円

臨時・臨行検査＝一回につき二、〇〇〇円

十二m未満の船（別表二参照）手数料の納入方法は組合にお尋ね下さい

検査の準備、立会については組合担当者と打合せの上行なっていただければ良く検査当日には船舶所有者又は代理人（船の操縦とその船について説明のできる人）が必らず立会って下さい。

検査の内容と特別措置現存船については種々な猶余措置がとられていますので直ちに構造を改める必要はありませんので充分組合担当者と連絡を行って下さい。

遊漁と漁撈を兼用する船舶

遊漁と漁撈に従事する二十トン未満の船舶については「小型遊漁兼用船」という定義が設けられこれに該当する船舶は安全法上非漁船として取扱われますので遊漁に従事する場合は小型船舶安全規則等の一般規定が適用されますが漁撈をする間は小型漁船並の技術基準に適合しておれば良いということで小型漁船安全規則の規定が準用されることになります従って両方の航行区域及び最大とう載人員が一つの検査証書に記載されますなお八月十五日現在遊漁船としてすでに検査に合格している漁船のうち二〇海里を超える海面で漁撈を行うものは定期検査のとき同時に行ないます。

検査の対象とならない船のために準備検査の制度が設けられました。

十二海里以内の海域で漁撈する船に対して行うものでその方法は定期検査の方法とほぼ同じですが海運局又は検査機構が準備検査を行なったときは準備検査成績通知書を交付しますこれを持っている船が船舶安全法の対象船となった場合受験の日から一定期間を経過している場合を除きこの通知書によって規則に適合していると判断される場合検査は省略されます手数料は定期検査と同額ですが準備検査を受けてから一年以内に安全法の検査対象船となって定期検査を受ける場合の手数料は規定の半額に減額されます。この改正説明会は去る八月九日香住漁協において関係者に対して海運局、検査機構係官より行なわれましたが不明の点については当会但馬支所、各漁協又は検査機構嘱託検査員等にお尋ね下さい。

船舶検査手数料表（昭和53年8月15日現在）

検査の種類＼船の長さ	5m未満	5m以上10m未満	10m以上12m未満
定期検査	8,400円	12,100円	15,100円
中間検査	4,000円	7,100円	9,200円
臨時検査および臨時航行検査	臨検1回につき 2,000円		

（注）1. 定期検査には，12m未満の船舶に必要な船舶検査済票の交付手数料1,200円が，含まれています。

2. 小型遊漁兼用船で，旅客の定員が13人以上の船の定期検査及び中間検査手数料は，次のとおりです。

検査の種類＼船の長さ	5m未満	5m～10m	10m～12m
定期検査	11,600円	16,700円	21,700円
中間検査	6,400円	10,500円	14,200円

祝日に国旗を掲げよう

国旗　それは世界のどこの国でも，国民の誇り，国民の心のよりどころです。県民のみなさん，祝日や行事には，ぜひ国旗を掲げましょう。

国旗を掲げる若者の会
（兵庫県青少年センター内）

養魚の調餌と造粒は
コウベヒラガのミートチヨッパーで

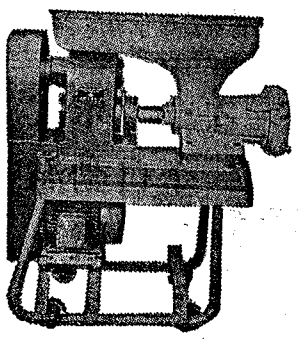

養魚用ミートチヨッパーNo.32からNo.72まで各種製作しています。又最近の人工餌料需要の増加にともない生魚と人工餌料をよく練り合せ造粒装置付チヨッパーで給餌することもできます。

（御一報次第カタログ贈呈いたします）

ミートチヨッパーとプレート，ナイフの専門工場
株式会社 平賀工作所　神戸市長田区水笠通5番5号　TEL 代表神戸(078) 921-1527

いすゞ マリンエンジン　高速への挑戦！
UM06BBIB

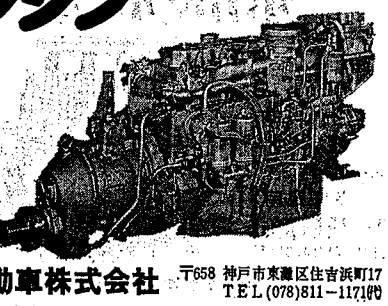

特長
1.小型、軽量、高出力
2.卓越した耐久性、信頼性

神戸いすゞ自動車株式会社　〒658 神戸市東灘区住吉浜町17　TEL (078)811-1171(代)

ワカメ種糸培養のすすめ〈その5〉

水産試験場　丹下勝義

八月は、ワカメ種糸培養に関してはまだ「休眠」の月ですが九月の声を聞くと水温も序々に降下を始め「目覚める」季節となります。そこで今回はその発芽管理について述べておきたいと思います。

◎8・9月の作業

九月に入って気温が下り始めると培養槽の水温も下り、休眠から目覚め、再び活動を開始します。その転換温度が二十三℃でありますが。その後二十日程で大きな変化を遂げますから前にも増して注意を払って下さい。即ち受精、芽胞体の発芽が起るからなのです。ではその理論と方法について順を追って説明しましょう。まず配偶体の成熟を促がし高い確率で受精させることです。五月号で述べたように種付け（遊走子付け）を行なった種糸上には雌雄それぞれの配偶体が生じており夏期休眠しておりました（写真一）。水温の降下で目覚め成熟（卵、精子の形成）そして受精という生理現象が起るのであります。これらを活発化させるための条件は水温降下の他に明るさ、栄養分の補給等があります。

九月十日頃より毎日気温と水温を計ることをお勧めします。そして転換水温の時期を正確に把握することです。

水温の降下が始まって転換水温に近くなり始めたら遮光材料を少しずつ取り除き明るくするようにしてやります。この作業もまた促進さす刺激となります。また栄養補給のため時々（七～十日に一度位）培養水の換水をして下さい。換水は一昼夜汲み置きして水温が同じになるようにしてから行なって下さい。九月の海水温はまだまだ高く夏に逆もどりしないように注意します。

水温が二十三度を割るようになりますと発芽（芽胞体という）し、細胞数が増え始めます。芽胞体の確認を顕微鏡で行ないます。芽胞体は丁度ツクシの頭のような形をしていますからすぐそれと判断がつきます（写真二）。

芽胞体の確認が出来ましたらこれを早く生長さすことが良い種糸作りの秘けつといえます。一に水温降下二に適当な明るさ、三に栄養補給というところです。水槽の設置場所を南側の明るい所（直射光線は避ける）に移動させ、風通しよく水温が上昇しないように工夫します。またエアレーションを再開します。水面照度は最初一、〇〇〇ルックス位であったものを水温降下に伴って五、〇〇〇ルック位とし芽胞体期に入ったら七、五〇〇～一〇、〇〇〇ルック位にします。換水の頻度が少ない場合、また積極的に栄養補給する場合は培養水一トン当り硝酸ナトリウム一〇〇g、燐酸二ナトリウム二〇〇gを加えると良いでしょう。または勝負のしどころということになります。次号につづく

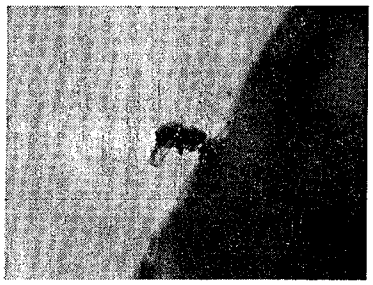

休眠中の配偶体

発芽した芽胞体

芽胞体の発芽を見るまでは換水よりも水温の降下とそれに伴って照度を上げて行くことに注意を払うのが理論的にも適切な措置といえましょう。

種苗の発生、生長の段階に応じた環境条件把握のため九月に入ってからは水温測定と顕微鏡観察を是非励行して下さい。九月のこの作業の良否がその後の種苗の良否となって現われますからこの月はワカメ養殖の長さに切断手頃の太さにする薪割作業で斧の使い方にはコツがあった。このままだったら私も平々凡々の百姓になって行ったであろうが、どうも養父の態度がおかしい。何だか物言いたげである。十一月の初め頃薪割り作業の休憩時、煙草を吸わない養父は、草をむしりむしり「エエーッと英治や一実はな一」と切り出した話に私は唖然としてしまった。渋り渋り話す養父の話を要約すると（我が家には少からぬ借金がある。借金の原因は昭和四年に開業した漁業組合共同販売所に事務員として採用されることを期待してベラ棒に低い手数料率で魚問屋業を落札した（昭和三年）。勿論採算を度外視した営業で、問屋業そのものは赤字に終り、魚商人からの未収金はかぶらねばならぬ。

るためには武力行使が正当視されていた帝国主義の体制下ではあったが丁度内憂外患の日本は都市には失業者が溢れ、金融恐慌の波紋は農村の疲弊に拍車をかけ……二年後の五、一五事件六年後の二、二六事件の素地が作られつつあったという世相であった。従て漁村もご多分に洩れない状況であったから十五円の現金収入も貴重であったに相違ない。私は養父が哀れになって釈然たざるまま共同販売所の事務員補充に補われることを承諾した。

当時の共同販売所の機構については昨年八月十日の拓水二五一号で記述したので重複は避けるが組合長が主事を兼ね、その下に二人の事務員と一人の補助事務員が居り他に現在の普及員に該当する水産担当産業技術員（県費で半額補助を受けて設置された口佐津村吏員）が常駐していた。補助事務員と言えば聞えはよいが要するに事務をとりつつ用務員の職務を担当する小使さんである。正直私は劣等感を禁じ得なかったが養父の懇望に抗し切れず十五円の現金収入を得んがため昭和五年十二月一日午前四時という未明の時刻に初出勤したのである。

何故午前四時という時刻に出勤せねばならなかったか？読者に理解してもらうため当時の共同販売所の業務の仕組み、施設の概況に若干の紙面を費すことにする。

（次号につづく）

八十八物語

○湧くは　峰雲

一寸の失策を、まるで鬼の首でもとったように会議で発言する居士がままある。そんなことは平常、直接本人に聞くか問うかすればよさそうなものを、中にはわざわざ「今は言うべきでない。役員会か総会で言う」といきまく。

他の短をあげて、己が長をあらわす自己顕示の強い人には、鼻くそをひっかけてやりたい。

あなたも周囲を見廻してそんな人は居ませんか居ない？となれば、あなたはほんとにしあわせ

また、持って廻った遠まわしで、いやみたらたら言う人や、取るに足らない瑣事をもとりあげて、得意満々としている小人は、えてして日常のおこないたるや、まるでそれを思えば会議でそんな際につっこまれても一向敗北感は起らない。

かえって、れんびんの情禁じ難い。

○

ぼくも漁業会時代から数えて七人の直属上官たる会長や組合長につかえてきた。

中には例の鼻くそ組もあったが、とがめる前にゆるす心の寛大な大人も何人かおられた。

今は十万億土でみそなわしておられる藤代茜　青、社家直美　両氏はほんとに部下おもいのいいオーナーであられた現樫本会長も、若い時から苦労なさった人で、我々の心情をよく汲みとっておれる行動派の親分で、よくできた御仁だ。

○

右を見て鼻くそという、左をみやって立派という当の秃茶瓶の木人は五十三にもなってまだまだ口ばしと尻の黄色が消えない。

クセがとれなく、臭いが強い。

これではいけないと思いつつ。

○

今年は厳寒――十日も早い梅雨明け――三十度を超す猛暑の連続と異常気象だ。

海の魚分類も、繁殖、生育、回遊と順調にサイクルされているだろうか。

○

明日から八月。

ぼくが、海軍に入って空十能の基本操作で、玉なす汗をながした八月。

呉から九州は川棚突撃隊へ転勤の為、原爆投下直後の広島を、兵五名引率して通ったのもこの月

そして、終戦の月。

雛波太郎、高野次郎とよぶ入道雲がはるかかなたに湧くたび、過ぎにし海軍が思い出される。

海軍に　賭けし　青春

雲の峰

（53・7・31　山良漁連　山上）

漁協一代（その七）

作花英治

漁協生活の序幕（二）

その頃柴山港は漁船の動力化が完了し、沿岸から沖合への進出が目覚ましい頃で、底曳船の大型化が次第に図られつつある頃であった。漁家収入も次第に向上しつつあったが何せ借金も多いので船主と雖も養蚕と桑畑作りは例外なく兼業していた。しかも亭主は船長或は機関士として沖合に出るので、労働の主力は主婦、老人、子供であった。こういう環境であったから、私が馴れぬ百姓仕事に汗を流して働くことは私は何の抵抗も感ずることはなかったし早く一人前の農人になろうとする意慾さえ湧いた。

農事の合い間に持山の雑木林に行って、木を伐り薪を作る作業も割合い興味が持てた。この頃殆の家は、茶の間に相当する部屋では囲炉裏を小さく深くして木炭を使用するようになっていたから薪は専ら風呂用のものであった。かなりの木を適当の長さに切断手頃の太さにする薪割作業で斧の使い方にはコツがあった。このままだったら私も平々凡々の百姓になって行ったであろうが、どうも養父の態度がおかしい。何だか物言いたげである。十一月の初め頃薪割り作業の休憩時、煙草を吸わない養父は、草をむしりむしり「エエーッと英治や一実はな一」と切り出した話に私は唖然としてしまった。渋り渋り話す養父の話を要約すると（我が家には少からぬ借金がある。借金の原因は昭和四年に開業した漁業組合共同販売所に事務員として採用されることを期待してベラ棒に低い手数料率で魚問屋業を落札した（昭和三年）。勿論採算を度外視した営業で、問屋業そのものは赤字に終り、魚商人からの未収金はかぶらねばならぬ。

るためには武力行使が正当視されていた帝国主義の体制下ではあったが丁度内憂外患の日本は都市には失業者が溢れ、金融恐慌の波紋は農村の疲弊に拍車をかけ……二年後の五、一五事件六年後の二、二六事件の素地が作られつつあったという世相であった。従て漁村もご多分に洩れない状況であったから十五円の現金収入も貴重であったに相違ない。私は養父が哀れになって釈然たざるまま共同販売所の事務員補充に補われることを承諾した。

当時の共同販売所の機構については昨年八月十日の拓水二五一号で記述したので重複は避けるが組合長が主事を兼ね、その下に二人の事務員と一人の補助事務員が居り他に現在の普及員に該当する水産担当産業技術員（県費で半額補助を受けて設置された口佐津村吏員）が常駐していた。補助事務員と言えば聞えはよいが要するに事務をとりつつ用務員の職務を担当する小使さんである。正直私は劣等感を禁じ得なかったが養父の懇望に抗し切れず十五円の現金収入を得んがため昭和五年十二月一日午前四時という未明の時刻に初出勤したのである。

何故午前四時という時刻に出勤せねばならなかったか？読者に理解してもらうため当時の共同販売所の業務の仕組み、施設の概況に若干の紙面を費すことにする。

（次号につづく）

身）に一、五〇〇円、地方銀行に五〇〇円その他個人寸借があちこち四、五人で千円余り合計三千円余あり、田畑を売れば整理はつくが、不動産を処分することは先祖に申しわけないし、現在少しでも現金収入を増加させたいから、ほんとうはお前に漁師をやってもらいたいがいきなり乗船してもらえぬか。月給は十五円だそうだ。……）

とまあこういうことであった。世は不況、生産過剰品を海外市場に求め未収金はかぶらねばならぬ。

一滴の燃料を生かす確かな技術

余裕の出力、曳き力抜群！

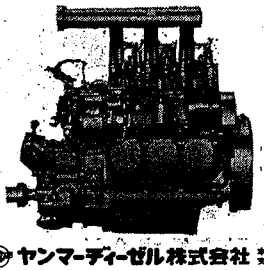

●船舶主機用3.0～2400馬力●
●船舶補機用3.5～3600馬力●

ヤンマーディーゼル

●詳しいカタログをお送りします・本社・宣伝部・まで

船舶主機
〈内海底曳用〉
3E15B形
〈15馬力/1400回転〉

ヤンマーディーゼル株式会社　本社 大阪市北区茶屋町62 〒530 TEL(06)372-1111(代)
支店 札幌・盛岡・名古屋・大阪・高松・広島・福岡 営業所・仙台

オーツボ式
全自動海苔
製造機
ダイオート

東日本総代理店
アイサン工業株式会社
愛知県西尾市寺津町三丁目26番地　☎05635―9―7181